

担当部局名：内閣府 大臣官房公益法人行政担当室
公益認定等委員会事務局

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>公益法人制度改革等の推進</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>																																																
<p>【実績評価方式】</p>		<p>公益法人制度改革等</p>																																																
<p>施策の概要</p>	<p>公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行うため、関係行政機関との連携、迅速・丁寧な広報の実施、公益認定等総合情報システム（P I C T I S）の管理・運営、公益社団・財団法人等の監督等といった措置を通じ、改革の目標たる「民による公益の増進」の実現を目指す。</p>																																																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成することができた。P I C T I Sの管理・運営については、満足度アンケートを指標とした所期の目標値には達していないものの、申請件数に占める電子申請の割合に鑑みれば、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標の達成に向けて進展があったと言える。 以上のことから、平成20年度においては、公益法人制度改革等の施策を着実に推進してきた結果、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。</p> <p>（必要性） 公益法人制度改革は、主務官庁制に対する批判・指摘、民間非営利部門の活動の健全な発展の促進の必要性に対応するために実施され、「民による公益の増進」の実現を目標とするものである。そのためには、公益法人制度改革の推進に係る措置を着実に推進し、新制度への円滑な移行を確保するとともに、公益社団・財団法人等の監督を適時・適切に行う必要がある。</p> <p>（有効性） 各府省・都道府県との連携、相談窓口等を通じた相談対応、パンフレット・申請の手引き等を通じた広報の実施、電子申請の基盤となるP I C T I Sの管理・運営は、申請に向けて準備している法人関係者の利便に資するとともに、広く国民全般に向けて新制度の内容や申請手続を普及・啓発に寄与するものであり、制度改革の推進及び新制度への円滑な移行を図る上で有効であったと言える。</p> <p>（効率性） 説明会等を通じた各府省・都道府県との連携、相談窓口等を通じた相談対応は、法人関係者への新制度の内容や申請手続の周知において効果的であったと言える。特にP I C T I Sの管理・運営は、ホームページを通じた迅速・丁寧な情報周知、申請者の負担の軽減、行政事務の効率化に寄与するものであり、制度改革の推進及び新制度への円滑な移行を図る上で効果的であったと言える。</p> <p>（反映の方向性） 次年度以降は申請案件の大幅な増加が見込まれることから、関係行政機関との連携、迅速・丁寧な広報、電子申請の利用の確保及びそのためのP I C T I Sの管理・運営等の取組を引き続き実施し、公益認定等の事務を円滑に処理する必要がある。 また、公益社団・財団法人等の監督も本格化し、審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、審査及び監督にかかる体制の充実・強化を図っていく必要がある。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の設定の考え方】</p> <table border="1" data-bbox="403 1442 1430 2107"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催（100%）</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、移行期間中は、所管官庁（各府省・都道府県）から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益認定等の事務の円滑な実施</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>円滑に実施</td> <td>新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率（100%）</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>H Pに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなH Pへの情報の追加・更新</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>速やかに実施</td> <td>国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行うっていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>H P上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合（70%）</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>—</td> <td>16%</td> <td>申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施</td> <td>— (未開始)</td> <td>—</td> <td>— (未開始)</td> <td>公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>実施</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。	全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催（100%）	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、移行期間中は、所管官庁（各府省・都道府県）から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。	公益認定等の事務の円滑な実施	達成できた	—	円滑に実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。	申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率（100%）	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。	H Pに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなH Pへの情報の追加・更新	達成できた	—	速やかに実施	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行うっていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。	H P上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合（70%）	達成に向けて進展があった	—	16%	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。	公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	— (未開始)	—	— (未開始)	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。	特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	達成できた	—	実施	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方																																												
		19年度	20年度																																															
各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。																																														
全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催（100%）	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、移行期間中は、所管官庁（各府省・都道府県）から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。																																														
公益認定等の事務の円滑な実施	達成できた	—	円滑に実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。																																														
申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率（100%）	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。																																														
H Pに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなH Pへの情報の追加・更新	達成できた	—	速やかに実施	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行うっていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。																																														
H P上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合（70%）	達成に向けて進展があった	—	16%	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。																																														
公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	— (未開始)	—	— (未開始)	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。																																														
特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	達成できた	—	実施	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。																																														